○城里町新築住宅等建設事業補助金交付要綱

平成29年３月28日

告示第36号

（趣旨）

第１条　この告示は，町における良好な住環境の促進と未利用地等の有効活用を図るため，町が定める区域に土地を購入し，住宅を新築し又は購入した者等に対し，土地の購入費の一部を補助する城里町新築住宅助成事業補助金を交付することとし，その交付に関しては，城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において使用する用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　補助対象住宅　新築住宅及び中古住宅をいう。

(2)　新築住宅　平成29年４月１日以降に建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反がない自己の居住を目的として新築した専用住宅又は併用住宅をいう。

(3)　建売住宅　土地と建物を一体で販売する新築分譲住宅をいう。ただし，販売される際その住宅が完成しており入居可能な住宅に限る。

(4)　中古住宅　土地と中古住宅が一体で販売される住宅をいう。

(5)　指定区域　城里町内の地域をいう。

(6)　取得日　所有権の保存又は移転の登記受付日をいう。

（補助金の交付基準）

第３条　町長は，次の各号に掲げる要件をすべて満たす者（以下「補助対象者」という。）に対して，予算の範囲内で補助金を交付することができるものとする。

(1)　次のいずれかに該当することとなった者

ア　指定区域において売買により土地を購入（土地の所有権移転登記の受付日をもって土地の購入とみなす。この号において同じ。）し，新築住宅を建築し，所有している者

イ　指定区域において建売住宅を購入し，所有している者

ウ　指定区域において中古住宅を購入し，所有している者

(2)　前号において取得した土地が取得日から起算して３年を経過する日までに補助対象住宅を取得している者

(3)　第５条に規定する補助金の交付申請の際，現に補助対象住宅の所在地に住所を有し，居住する者。（転勤，単身赴任，入院その他やむを得ない事情により，補助対象住宅に住所を有することができない者又は居住することができない者を含む。）

(4)　住宅の新築を目的とする土地の購入に際して，公共事業又はこれに類する事業に伴う移転補償又は当該土地に対する補助等を受けていない，又は受ける予定がない者

(5)　補助対象の土地を25万円以上で購入した者

(6)　町税，国民健康保険税（以下「町税等」という。）に未納がない者

(7)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員でない者

(8)　過去にこの告示の規定に基づく助成金の交付を受けた者でないこと

(9)　過去にこの告示の規定に基づく助成金を受けた申請地の共有名義者でないこと

(10)　その他町長が必要と認める要件を満たしている者

（補助金の額）

第４条　補助金の額は，25万円とする。

（交付申請）

第５条　申請者は，城里町新築住宅等建設事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　土地売買契約書又は土地建物売買契約書の写し

(2)　建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合）

(3)　土地及び建物の全部事項証明書の写し

(4)　暴力団員でない旨の誓約書（様式第２号）

(5)　共有名義者同意書（様式第３号）（助成対象の土地及び住宅が共有名義の場合）

(6)　公図の写し

(7)　その他町長が必要と認める書類

２　補助金の交付申請は，同一申請地につき１人１回限りとする。

（補助金申請の期限）

第５条の２　補助金申請の期限は，助成対象住宅を取得した年度の翌年度末までとする。

（実地調査）

第６条　町長は，必要と認めるときは，補助の対象となった土地等について，実地調査を行うことができるものとし，申請者は，この実地調査に協力しなければならない。

（交付決定）

第７条　町長は，第５条の規定による申請があった場合は，その内容を審査し，補助金の交付が適当と認めたときは，城里町新築住宅等建設事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により，補助金の不交付を決定したときは，城里町新築住宅等建設事業補助金不交付決定通知書（様式第５号）により申請者にその旨を通知するものとする。

（交付請求）

第８条　前条の規定により，補助金の交付決定を受けた者は，町長に対し城里町新築住宅等建設事業補助金交付請求書（様式第６号）により補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第９条　町長は，前条の請求があったときは，補助金を交付するものとする。

（助成金の返還等）

第10条　町長は，申請者が次の各号のいずれかに該当するときは，城里町新築住宅等建設事業補助金決定取消通知書（様式第７号）により，補助を取り消し，通知するものとし，既に補助金が交付されているときは，期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(1)　補助金を他の用途に使用したとき。

(2)　虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(3)　補助金交付決定条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(4)　その他町長が補助金の認定を取り消しすべき事由があると認めるとき。

（権利譲渡等の禁止）

第11条　この告示による補助を受ける権利は，他人に譲渡し，又は担保に供してはならない。

（その他）

第12条　この告示に定めるもののほか，必要な事項は，町長が別に定める。

附　則

この告示は，平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年告示第55号）

この告示は，公布の日から施行し，平成30年４月１日から適用する。

附　則（平成31年告示第30号）

この告示は，平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年告示第54号）

（施行期日）

１　この告示は，令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際，現にこの告示による改正前の城里町新築住宅等建設事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続，決定その他行為は，なお従前の例による。

附　則（令和３年告示第106号）

この告示は，令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年告示第148号）

この告示は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年告示第72号の23）

この告示は，令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年告示第129号）

この告示は，公布の日から施行する。

附　則（令和８年告示第144号）

（施行期日）

１　この告示は，公布の日から施行し，令和８年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日前において，改正後の第３条の規定により補助対象となったものに係る申請期間についても，改正後の第５条の２の規定を適用する。

様式第1号（第５条関係）

城里町新築住宅等建設事業補助金交付申請書

年　　月　　日

城里町長　　様

住　所
申請者
氏　名

城里町新築住宅等建設事業補助金交付要綱第５条の規定に基づき，下記の書類を添えて交付申請します。なお，この申請書に記入する事項は，すべて事実に相違ありません。

記

<table>
<tr><td colspan="2">住宅建築地
（土地購入地）</td><td colspan="5">城里町大字　　字　　番地</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅の取得日</td><td colspan="5">年　　月　　日取得　＜登記受付日＞</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地の取得日</td><td colspan="5">年　　月　　日取得　＜登記受付日＞</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地購入価格</td><td colspan="2">円</td><td>補助申請額</td><td colspan="2">千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">居宅の床面積</td><td colspan="2">㎡</td><td>移転補償又は補助の有無</td><td colspan="2">有　・　無</td></tr>
<tr><td rowspan="3">申請者</td><td>現住所</td><td colspan="3"></td><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="3"></td><td>生年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>職　業</td><td></td><td>勤務先</td><td></td><td>勤務先住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報保護法に基づく承諾</td><td colspan="5">本申請にあたり，私に関係する種々の個人情報については，本制度の手続き一切に関する限り，城里町に提供し，審査，検査，各種連絡等のために利用されることを承諾致します。

同意者（申請者）氏名</td></tr>
<tr><td colspan="7">町チェック欄　・住民登録□　・町税等完納状況□</td></tr>
</table>

［添付書類］

１．土地売買契約書又は土地建物売買契約書の写し　　１部
２．建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合）　　１部
３．土地及び建物の全部事項証明書の写し　　１部
４．暴力団員でない旨の誓約書　　１部
５．共有名義者同意書　　１部
６．公図の写し　　１部
７．その他町長が必要と認める書類　　必要に応じて

様式第２号（第５条関係）

暴力団員でない旨の誓約書

私は，城里町新築住宅等建設事業補助金交付要綱第５条の規定に基づく申請を行うに当たり，下記の事項について誓約します。

記

１　私は，次のいずれにも該当しません。
(1)　暴力団（城里町暴力団排除条例（平成23年城里町条例第21号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）
(2)　暴力団員（城里町暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）
(3)　その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの。

２　私は，本事業を申請するに当たり，暴力団の利益になると認められる行為は行いません。

年　　月　　日

城里町長　　様

住　　所

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(ふりがな)
氏　　名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※町では，城里町暴力団排除条例に基づき，暴力団を排除するため，申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

様式第３号（第５条関係）

城里町新築住宅等建設事業補助金に係る共有名義者同意書

年　　月　　日

城里町長　　様

共有名義者
住　　所
氏　　名
電話番号

私は，城里町新築住宅等建設事業補助金の交付に関する一切の権限を下記の者が行うことに同意します。

記

（交付申請者）

住　　所	
氏　　名	
電話番号	
続　　柄	

様式第４号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

城里町新築住宅等建設事業補助金交付決定通知書

（申込者）
名　　称
代表者名　　様

城里町長

年　　月　　日付けで交付申請のありました補助金の交付について，次のとおり決定したので，城里町新築住宅等建設事業補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

事　業　の　名　称	新築住宅等建設事業

１　交付に関する事項

補助金交付決定額	円
補助金交付の条件	

様式第５号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

新築住宅等建設事業補助金不交付決定通知書

（申込者）
名　　称
代表者名　　様

城里町長

　　年　　月　　日付けで交付申請のありました補助金の交付について，次のとおり決定したので，城里町新築住宅等建設事業補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

事　業　の　名　称	新築住宅助成事業

１　不交付に関する事項

不　交　付　の　理　由	
備　　考	

様式第６号（第８条関係）

年　　月　　日

城里町長　　様

住　所
申請者
氏　名

城里町新築住宅等建設事業補助金交付請求書

年　　月　　日付け第　　号で決定通知のありました補助金の交付を受けたいので，城里町新築住宅等建設事業補助金交付要綱第８条の規定により請求します。

交付決定額　　円

補助金交付請求額		円
	金融機関名	
	店舗名	
	預金種別	
	口座番号	
	口座名義人	フリガナ
		氏　　名

様式第７号（第10条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

城里町長　　印

城里町新築住宅等建設事業補助金決定取消通知書

　　年　　月　　日付けで決定を受けた城里町新築住宅等建設事業補助金については，次の理由により補助の決定を取り消します。

１　住所

２　氏名

３　取消理由

様式第１号（第５条関係）

様式第２号（第５条関係）

様式第３号（第５条関係）

様式第４号（第７条関係）

様式第５号（第７条関係）

様式第６号（第８条関係）

様式第７号（第10条関係）